

議案第 26 号

日出町指定介護予防支援の事業に係る申請者の要件並びに人員及び
運営に係る基準に関する条例の一部改正について

日出町指定介護予防支援の事業に係る申請者の要件並びに人員及び運営に係
る基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年 3 月 1 日 提 出

日出町長 本 田 博 文

日出町指定介護予防支援の事業に係る申請者の要件並びに人員及び
運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例

日出町指定介護予防支援の事業に係る申請者の要件並びに人員及び運営に係
る基準に関する条例（平成 26 年日出町条例第 24 号）の一部を次のように改
正する。

目次中「第 32 条」を「第 35 条」に、「第 33 条—第 35 条」を「第 36 条
—第 38 条」に、「第 36 条」を「第 39 条」に、「第 37 条」を「第 40 条・
第 41 条」に改める。

第 5 条第 5 項中「責任者を設置する等」を削り、「行わなければ」を「行うと
ともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければ」に改め、
同条に次の 1 項を加える。

6 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援を提供するに当たっては、
法第 118 条の 2 第 1 項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を

活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第 8 条第 4 項中「この条において」を削る。

第 1 7 条第 1 項中「第 4 1 条第 1 0 項」を「法第 4 1 条第 1 0 項」に改める。

第 2 1 条第 7 号中「虐待防止」を「虐待の防止のための措置」に改める。

第 2 2 条に次の 1 項を加える。

- 4 指定介護予防支援事業者は、適切な指定介護予防支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより担当職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第 3 7 条を第 4 1 条とし、第 6 章中同条の前に次の 1 条を加える。

（電磁的記録等）

第 4 0 条 指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第 1 1 条（前条において準用する場合を含む。）及び第 3 7 条第 2 8 号（前条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

- 2 指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援の提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、電磁的方法によることができる。

- 3 第 8 条第 5 項から第 8 項までの規定は、前項の場合において準用する。

第 3 6 条中「第 2 9 条第 6 項」を「第 3 1 条第 6 項」に、「第 3 6 条」を「第 3 9 条」に改め、第 5 章中同条を第 3 9 条とする。

第 4 章中第 3 5 条を第 3 8 条とする。

第 3 4 条第 9 号中「行う会議」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行う場合(利用者又はその家族(以下この号において「利用者等」という。))が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得ているときに限る。)を含む。))」を加え、同条を第 3 7 条とし、第 3 3 条を第 3 6 条とする。

第 3 2 条第 2 項第 1 号中「第 3 4 条第 1 4 号」を「第 3 7 条第 1 4 号」に改め、同項第 2 号イ中「第 3 4 条第 7 号」を「第 3 7 条第 7 号」に改め、同号ウ中「第 3 4 条第 9 号」を「第 3 7 条第 9 号」に改め、同号エ中「第 3 4 条第 1 6 号」を「第 3 7 条第 1 6 号」に改め、同号オ中「第 3 4 条第 1 7 号」を「第 3 7 条第 1 7 号」に改め、同項第 4 号中「第 2 9 条第 2 項」を「第 3 1 条第 2 項」に改め、同項第 5 号中「第 3 0 条第 2 項」を「第 3 2 条第 2 項」に改め、第 3 章中同条を第 3 5 条とし、第 3 1 条を第 3 4 条とし、第 3 0 条を第 3 2 条とし、同条の次に次の 1 条を加える。

(虐待の防止)

第 3 3 条 指定介護予防支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定介護予防支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行う場合を含む。)を定期的に開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定介護予防支援事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定介護予防支援事業所において、担当職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
- (4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第 2 9 条を第 3 1 条とし、第 2 6 条から第 2 8 条までを 2 条ずつ繰り下げる。

第 2 5 条に次の 1 項を加える。

- 2 指定介護予防支援事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護予防支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第 2 5 条を第 2 7 条とし、第 2 4 条を第 2 5 条とし、同条の次に次の 1 条を加える。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)

第 2 6 条 指定介護予防支援事業者は、当該指定介護予防支援事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定介護予防支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行う場合を含む。)をおおむね 6 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定介護予防支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定介護予防支援事業所において、担当職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的を実施すること。

第 2 3 条を第 2 4 条とし、第 2 2 条の次に次の 1 条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第 2 3 条 指定介護予防支援事業者は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防支援の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定介護予防支援事業者は、担当職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施しなければならない。
- 3 指定介護予防支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要

に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(虐待の防止に係る経過措置)

第2条 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和6年3月31日までの間、この条例による改正後の日出町指定介護予防支援の事業に係る申請者の要件並びに人員及び運営に係る基準に関する条例（以下「新条例」という。）第5条第5項及び第33条（新条例第39条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第5条第5項中「行うとともに」とあるのは「行わなければならない」と、「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、新条例第33条中「講じなければ」とあるのは「講じるように努めなければ」とする。

(業務継続計画の策定等に係る経過措置)

第3条 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第23条（新条例第39条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第23条第1項中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置)

第4条 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第26条（新条例第39条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第26条中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

理 由

国の定める指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の改正に伴い、

条例を整備したいので提出する。